

令和7年3月3日

地域密着型サービス事業所管理者 様
介護予防・日常生活支援総合事業
サービス事業所管理者 様

墨田区福祉保健部
介護保険課長 島田 哲夫

令和7年度介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃より、本区の介護保険事業に対し、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護職員等処遇改善加算（以下、「本加算」という。）を算定するにあつて、年度ごとに計画書等を提出していただく必要があります。

計画書等につきましては、例年ですと2月末日に届出をいただいておりますが、令和7年度は、厚生労働省より提出期限が延長されることが通知されました。

このことに伴い、令和7年4月または5月から算定する場合の計画書等の提出期限は令和7年4月15日（火曜日）までとさせていただきます。

なお、新規に加算を算定したい事業所や、加算区分に変更がある事業所は、計画書に加え体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表（以下、「加算届」という。）が別途必要となります。

つきましては、下記のとおり書類の提出をご案内いたします。

記

1 対象事業所

- (1) 墨田区指定の地域密着型サービス事業所
- (2) 墨田区指定の介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所
（訪問型サービス事業所（A2）、通所型サービス事業所（A6））

※ 区内事業所で墨田区以外の指定権者から指定を受けている場合は、当該区市町村への提出が必要です。

2 提出書類

(1) 計画書等

処遇改善加算等を算定するすべての事業所について提出が必要です。

ア 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書【別紙様式2-1】

イ 個票【別紙様式2-2】

※ 事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、特別な事情に係る届出書【別紙様式5】もご提出ください。

※ **【別紙様式2-3及び2-4】は区への提出は不要です。**

(2) 加算届

新規に加算を算定したい場合及び加算区分に変更がある場合は提出が必要です。

ア 地域密着型サービス事業所

(ア) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

(イ) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

イ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

3 提出書類の様式

厚生労働省ホームページにて掲載されています。以下 URL よりご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

4 提出方法

原則、電子申請サービス（LoGo フォーム）によりご提出してください。

<https://logoform.jp/form/DnDq/920272>

※ 体制届は事業所ごとに作成し、提出先ごとに zip ファイル形式でまとめてご提出ください。

5 提出期限

(1) 計画書

ア 令和7年4月及び5月から算定する場合

令和7年4月15日（火曜日）**必着**

イ 令和7年6月以降から算定する場合

算定する月の前々月の末日**必着**

(2) 体制届（新規及び変更がある場合）

ア 令和7年4月から算定する場合

令和7年4月15日（火曜日）**必着**

イ 令和7年5月以降に算定する場合

算定を開始する月の前月15日**必着**

※（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設は算定を開始する月の1日が提出期限となります。

6 問合せ先

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区福祉保健部 介護保険課給付・事業者担当

電 話：03-5608-6544

F a x：03-5608-6938